

(図1) 70歳以上の高齢者の医療費が高額になった場合の払戻額計算例

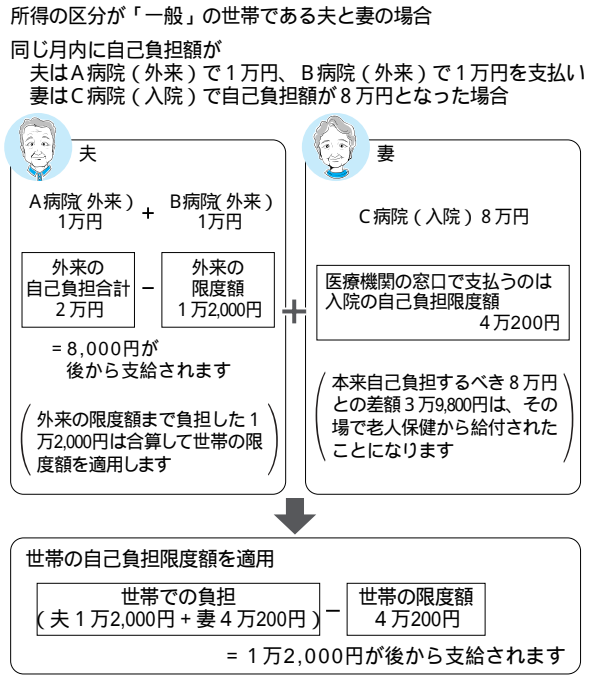


表2 自己負担限度額について(国民健康保険および老人保健医療)

一般医療対象者(70歳未満の人)

現行		改正後	
上位所得者	12万1,800円 + 1% (7万800円)	上位所得者	13万9,800円 + 1% (7万7,700円)
一般	6万3,600円 + 1% (3万7,200円)	一般	7万2,300円 + 1% (4万200円)
低所得者 (住民税非課税)	3万5,400円 (2万4,600円)	低所得者 (住民税非課税)	据え置き

70歳以上の高齢者

現行		改正後	
	外来(個人)	入院	入院・外来の世帯合算 外来(個人)
一般	3,200円	3万7,200円	一定以上所得者 4万200円
低所得者	3,200円 (大病院 5,300円)	2万4,600円	一般 1万2,000円
住民税非課税 高齢年金 受給者	5,300円	1万5,000円	低所得者(住民税非課税) 8,000円
			7万2,300円 + 1% (4万200円)
			2万4,600円
			1万5,000円

1%は、一定の限度額を超えた医療費の1%
 一定以上所得者とは、例えば単独世帯の場合、年収450万円以上(年金および給与収入) 夫婦二人世帯の場合年収637万円以上(年金および給与収入)
 低所得者とは世帯主および世帯員全員が非課税の人
 低所得者とは、例えば非課税世帯で年収65万円以下の人
 ()内の数字は過去1年間に4回以上の高額療養費の支給(外来を除く)があった場合、4回目からの金額

表3 老人保健医療の本人一部負担割合の変更

	9月30日まで		10月1日から	
	外来	入院	外来・入院とも	
定額制の診療所	1日850円		すべての医療機関	かかった医療費の1割(一定以上の所得がある人は2割)
病院および定率制の診療所	1割	1割		

上の所得がある人は(2割)です(表3)。また、それぞれに上限(自己負担限度額)があります(表2)。

外来の一部負担金
 同じ月内に医療機関の窓口で支払った一部負担金のうち、個人ごとの限度額を超えた分は、申請で高額医療費として支給されます。

入院の一部負担金
 これまでと同様に医療機関の窓口では、総医療費の1割(または1割)のうち、自己負担限度額までを支払ってください。

限度額の適用の仕方(図1)
 同じ月内に支払った外来の自己負担額を個人単位で合計し外来の限度額を適用。さらに入院の自己負担額を合算し世帯単位の限度額を適用。それぞれに適用した限度額を超えた分を、申請で高額医療費として支給。

一部負担金減額認定区分の変更
 住民税非課税世帯などの低所得者は、申請で自己負担限度額の減額を受けることができます(表2の低所得者)。

現行制度で「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けている人には、新しい減額認定証を郵送します。

特定疾病療養受療証を持っていない人
 慢性腎不全などで「老人保健特定疾病療養受療証」を持っている人は、入院のほか、外来も自己負担限度額が1万円になります。外来で受診するときも同受療証を医療機関の窓口へ提示してください。

高齢者も所得などに応じて

十月一日から、老人保健制度の対象年齢と、医療を受けるときの一部負担金が次のように変わります。

対象年齢を変更
 九月三十日までに七十歳以上(昭和七年九月三十日以前生まれ)の人、および六十五歳以上で一定の障害のある人は、引き続き老人保健医療の対象です。昭和七年十月一日以降に生まれた人は七十五歳から対象になります。

一部負担金額を変更
 老人保健で医療機関を受診したときの本人の一部負担金額は、掛かった医療費の1割(一定以上の所得がある人は2割)です(表3)。また、それぞれに上限(自己負担限度額)があります(表2)。

外来の一部負担金
 同じ月内に医療機関の窓口で支払った一部負担金のうち、個人ごとの限度額を超えた分は、申請で高額医療費として支給されます。

入院の一部負担金
 これまでと同様に医療機関の窓口では、総医療費の1割(または1割)のうち、自己負担限度額までを支払ってください。

限度額の適用の仕方(図1)
 同じ月内に支払った外来の自己負担額を個人単位で合計し外来の限度額を適用。さらに入院の自己負担額を合算し世帯単位の限度額を適用。それぞれに適用した限度額を超えた分を、申請で高額医療費として支給。

一部負担金減額認定区分の変更
 住民税非課税世帯などの低所得者は、申請で自己負担限度額の減額を受けることができます(表2の低所得者)。

現行制度で「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けている人には、新しい減額認定証を郵送します。

特定疾病療養受療証を持っていない人
 慢性腎不全などで「老人保健特定疾病療養受療証」を持っている人は、入院のほか、外来も自己負担限度額が1万円になります。外来で受診するときも同受療証を医療機関の窓口へ提示してください。

受給者証の更新
 老人保健法の医療受給者証以下「受給者証」に、新たに一部負担金の割合が表記されるため受給者証の一旦更新を行います。九月下旬に対象者全員に新しい受給者証を郵送しますので、十月一日以降に医療機関を受診するときは新しい受給者証、加入健康保険の保険証、健康手帳を窓口へ提示してください。

十月一日以降、古い受給者証は無効になります。各自で責任を持って処分してください。

医療費を大切に
 お年寄りの医療費は、医療機関の窓口で本人が支払う一部負担金額を差し引いた費用を、公費のほか、若年のいわゆる現役世代が、保険料などの一部を出し合つことで成り立っています。しかし、高齢化の進展に伴い、この現役世代の負担が大変重くなっています。そのため、高齢者も経済能力に応じた負担をすることで、世代間の公平を図ることにしました。

大切な医療費です。次のことを心掛け、健康な毎日を送りましょう。

かかりつけ医師を持ち、病院巡りはやめる 定期検診を受ける 栄養・運動・休養の健康三原則を守る。

…問い合わせは国保年金課 890 6253へ。